

夫婦の財産と信託の法理（二）

——とくにオンタリオ州について——

村 井 衡 平

目 次

- 一 はじめに
 - 二 法定信託を認めるもの
 - 三 法定信託を認めないもの
 - 四 復帰信託を認めるもの
 - 五 復帰信託を認めないもの
 - 六 おわりに
- 一 は じ め に

信託というのは、対象となる信託財産の所有名義を信託委託者から信託受託者に移転することにより、受託者が名義人となり、予め定められた信託目的に従って、信託受益者のために財産の管理・処分を行う制度にほかな

らない。これを夫婦の財産関係に移して考えてみよう。夫婦が婚姻中に経済的に協力して不動産を購入したけれども、それが夫の単独名義にされている場合はもとより、妻が経済的な面以外の家事・育児に専念することにより、夫が不動産を購入することを可能にしながら、夫の単独名義とされる場合も少なくない。このような場合に、財産の名義は夫のものとなつていても、実質的には夫婦共有の財産であり、婚姻中は妻が委託者として自分の持分の管理を夫を受託者として委託していると考ええる。このように夫婦の財産関係について信託の法理が大きなはたらきをするし、同じことは婚姻関係にない当事者間の財産問題にも妥当しよう。

ところで、信託は当事者の双方に信託を設定することを目的とする共通の意思があつた場合でも、その表示方法によつて明示信託 (Express trust) と黙示信託 (Implied trust) に二分される。そして、黙示信託という言葉は、通常、二つの情況のために使用されるといわれる。一つは、信託を設定するという意思が明白に表示されていないが、しかし間接的に不明瞭な言葉から発見されなければならぬとされるときである。これがすべての黙示信託を明示信託から区別することになる。二つ目は、ある人が財産を無償または対価を支払つたうえで、他人の名義にする場合である。譲渡人または買主の意思は、譲受人が財産を譲渡人または買主のために信託として保有すべきことを暗示すると説明している。⁽¹⁾前者は主として法律的作用によるものであり、法定信託 (Constructive trust) とよばれ、後者は主として当事者の行動に注目するものであり、復帰信託 (Resulting trust) とよばれる。

筆者はさきに、「夫婦の財産と信託の法理」と題する論稿において、当初イギリスに芽生えた「シュロの木の正義の理論」がカナダに受け継がれ、それがやがて信託の法理へ結びついて発展をとげた事情もたどつてみた。⁽²⁾この発展の途上に注目すべき現象がみられると次のように指摘される。具体的にいえば、カナダにおいては独立以

来二十世紀の中頃までは、イギリスの判例法や制定法が自由に先例や法的根拠として裁判の中で引用されてきた。しかし、このような傾向にはこのところ下降現象がみられ、この下降現象は一九二〇年代から始まったといつてよく、一九七〇年代以降のカナダの裁判所がイギリスの判例を引用する度合いは極端に少なくなってきたとされる。⁽³⁾カナダにみられるこのような最近の現象に注目しながら、前稿では主としてオンタリオ州において、夫婦の財産に信託の法理がどのように関連づけられていったか、一九七〇年代当初から一九八〇年代後半までの判例をいくつか参照してみた。本稿はその続編として、一九八〇年代後半から一九九〇年代の前半にわたつて現われた判例をいくつかの種類に分類して検討することとした。具体的には、法定信託を認めるもの、認めないもの、復帰信託を認めるもの、認めないもの、信託でなく贈与と認めるもの等々に分れる。

(1) D. W. M. Waters, *The Doctrine of Resulting trusts in Common Law-Canada*, McGill L. J. vol. 16, No. 2, p. 189, 1970.

なお、阿部泰助「カナダの信託制度について」信託一〇一号(一九四〇年)は銀行業務との関連で信託の問題を論じている。

(2) 村井「夫婦の財産と信託の法理」神戸学院法学第三二巻三号 一頁以降。

(3) ドノヴァン・W・M・ウォーターズ著「信託の昨日、今日、明日……カナダ信託法の現代的展開」二七頁、一九九九年。

二 法定信託を認めるもの

法定信託は、不当利得 (Unjust enrichment) を阻止するため、具体的な事情によって組み立てられるか、また

は解釈され、合理的な結果を得るように法律によって課せられるものである。このように法定信託の法理が不当利得に基礎をおくことは、カナダ最高裁の *Murdoch v. Murdoch* (一九七五) 事件⁽¹⁾において、ラスキン判事が少数意見の中ではじめて表明していたが、その後、彼が首席判事として *Rathwell v. Rathwell* (一九七八) 事件⁽²⁾において、賠償および不当利得の概念をカナダの法律学が受け入れることは、夫婦財産の紛争を解決するための手近かで有用な救済方法としての法定信託を承認することへの道を開いたと明示し、これがオンタリオ州の *Babrociak v. Babrociak* (一九七八) 事件⁽³⁾に引き継がれていた。これは時期的にみて一九七八年の家族法典 (*the Family Law Act*) が施行される直前のことに属している。この事件において、裁判所は、妻が資産の価値の増加に経済的に寄与していたことを法定信託の機能を通じて立証したと認めた。その後、再びカナダ最高裁の *Pettkus v. Pettkus* (一九八〇) 事件⁽⁴⁾において、これらに修正が加えられ、コモン・ロー関係にある当事者にも金銭的および仕事による寄与を原因とする法定信託を認定するに至っており、それを認定する要因として、①利得、②それに伴う損失、③利得をするなららの法律上の理由も存在しないことの三つをあげている。このような事情を前提において、法定信託をめぐるその後のオンタリオ州の事例を検討することにしよう。

(1) R. F. L. vol. 13, p. 185, 1975.

(2) R. F. L. 2d. vol. 1, p. 1, 1978.

(3) R. F. L. 2d. vol. 19, p. 95, 1980.

(4) R. F. L. 2d. vol. 19, p. 95, 1980.

① *Rawluk v. Rawluk* (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五五年に婚姻し、一九八四年に別居した。婚姻の二年前に夫は農園設備事業を

取得した。婚姻後しばらくして夫の父が死亡し、夫婦は父の農園に移った。妻は農園の仕事で夫を積極的に手助けするのに加え、家事および育児の仕事に責任を負った。長年の間に夫は自分の名義で多くの土地区画を取得したが、税金の関係で妻には小住宅のみをその名義とした。財産を取得するための財源および農園の管理に必要な費用の出し入れは、夫名義の銀行口座で行われ、妻は相続によって得た七・〇〇〇ドルをその口座に入金していた。その後、一九七四年に妻は看護助手としてパートの仕事を始め家族のために有益な資産を提供した。一九八一年にはフル・タイムの仕事を開始した。一九八二年に夫は農園設備を売却し、一九八四年に別居したのち、妻は一九八六年の家族法典のもとで財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、信託の法理にもとづいて財産に関する所有権を決定し、均等な分割を命じ、次のように判断している。すなわち、信託の法理は夫婦財産を確定し、適切な均等の支払いを決める目的で財産の所有権を定めるのに関連をもっている。妻の仕事は彼女に農園の平等な所有権を与え、法定信託の十分な根拠に隣り合っている。妻は他の財産にかかわり合いをもっておらず、それらについて信託法理にもとづく所有権はない。評価により、妻は一五六・五〇〇ドルの支払いをうける権利があるという。

ここで問題になるのは、農園での仕事および家事・育児の負担を果たす妻の役割であろう。夫の相続した農園を経営していくには妻の協力が欠かせない。この点では妻は適切な役割を果たしていた。農園は夫の名義であり、それを管理・運営していくには多くの資金を必要とする。その資金はすべて夫名義の銀行預金口座を利用してゐる。その預金がすべて夫の労働の結果であれば、実質的に夫個人のものとして、問題は別であろうが、ここでは夫名義の口座のなかに、妻が相談によって得た七・〇〇〇ドルが含まれているという。妻が夫にそれを贈与したというのであれば別であるが、そのような事情は現われていない。現実には妻は七・〇〇〇ドルという金額を夫

に寄託したというのが実情とみるべきであろう。その意思をなんらか明白な方法で示していたならば、明示信託とされる可能性があるが、ここではそれもみられない。また夫婦間で、妻の提供した七・〇〇〇ドルは夫の信義になつてゐるが、いずれは妻の手許に戻すという夫婦間での「共通の意思」があつたと判断されるならば、復帰信託と考えられる余地があるが、そのような事情は存在しない。そうだとすれば、七・〇〇〇ドルは法定信託とみるのが妥当ということになり、裁判所がこのような判断をしたのも首肯できる。なお、妻は最終的に一五六・五〇〇ドルの支払いをうけるけれども、これには法定信託の七・〇〇〇ドルが含まれてるとすれば、残りの約一五・〇〇〇ドルは農園での妻の労働および家事・育児に果たした妻の実質的な寄与に対する事後的な報酬ということにならう。

(一) R. F. L. 3d. vol. 3. p. 113.

② *Soroohan v. Soroohan* (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者双方は四十二年間、コモン・ローの関係で同居し、同居を開始する前に男が所有していた農園で共同で仕事をした。女は家事・育児の仕事を引き受け、男がセールスマンとして働いている長年の間、農園の仕事を一人で果たしていた。女が男に婚姻を申し込み毎に、男は「そのうちに」と答えていた。一九七一年に女は土地の一部の信義を彼女に移すように要請したが、拒否された。別居後、女は法定信託にもとづいて農園の権利を要求した。原審は法定信託を認定し、女に財産の三分の一を与え、男に金銭の支払いを命じたので、男が控訴した。控訴審は男の控訴を認めたので、女がカナダ最高裁に上告した。

裁判所はこれに対し、女の上告を認容し、次のように判断している。すなわち、不当利得を阻止するために法

定信託が課せられる。法定信託を立証するため、女は男の利得、それに関連する彼女の損失および男の利得を正当とする法律上の理由の存在しないことが必要であり。これらの要件はすべて具わっている。したがって、原審による法定信託の認定は適切であったという。

ここでは婚姻外の男女が問題の対象となっている。四十二年の間コモン・ローの関係を継続しながら、男はセールスマンとして仕事をし、女は男の所有する農園で働き、家事・育児の仕事も遂行する。女は農園の取得のために金銭による寄与はしていないが、財産の保存、維持、改良について十分な役割を果たしていた。このような女の役割について、男は何もむくいようとしめない。婚姻の申込みをうけてもその毎に拒否したり、土地の一部の名義の移転も決めようとしめない。女の立場からすれば、自分の遂行している役割に対してなんらかの財産上の利益―報酬―をうけるのは当然であると考えるにちがいないし、男の方も女のこのような期待を知ってそれに答えるのが当然と思われるが、男はこれを無視するのが現実である。男は女の長年にわたる無償労働―家事・育児および農園の経営―によって利得を得ていた。女はそれに関連する損失を蒙っている。男が利得するための正当な理由は存在しなかった。このような事情が肯定される限り、女に法定信託にもとづく救済が与えられるのも当然のことと考えられる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 2. p. 225.

③ *Mc Donald v. Mc Donald* (一九八八) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五五年に婚姻し、一九八三年に別居した。婚姻時より、夫婦はタバコの栽培に従事した。夫は彼の父より一九六〇年に三五・〇〇〇ドルで自作のタバコ農園を購入したが、そのうち四・〇〇

○ドルは父よりの贈与であった。一九六二年に父の死亡により夫が相続した一三・〇〇〇ドルの一部を農園のために支出した。別居のとき、夫の所有する農園および施設は一八〇〇・〇〇〇ドルの価値があった。その後、農園はスモーカーの減少によって価値が非常に下落した。妻は二十八年間の婚姻中、夫の希望によって、教員としての経験を生かすことなく、事業の獲得、維持および運営のために実質的な寄与をした。別居後、妻は学位を目指して大学に入学し、家族法典のもとで夫婦財産について法定信託による五十パーセントの権利を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認容し、次のように判断している。すなわち、法定信託の法理は家族法典のもとでの手続において、財産上の所有権を決定するのに適用することができる。救済としての法定信託は、名義の有無に関係なく、配偶者によって主張されることができる。ここでもし、法定信託の宣言がなく、財産が処分されてしまうならば、それを妻から奪うことにより、夫に明白な利得が生じ、しかも夫の利得について法律上の正当な理由が何も存在しないことになろう。したがって、妻は夫が所有したすべての財産について五十一パーセントの権利があったという。

ここでは夫が一九六〇年に購入したタバコ農園の代金三五・〇〇〇ドルのうち、四・〇〇〇ドルは彼の父の贈与であったから、妻の自己資金は三一・〇〇〇ドルということになる。しかも婚姻後十三年を経て別居したとき、農園等の価値は当初の約五十一倍で一〇〇〇・〇〇〇ドルになっていた。だが、その後スモーカーの減少で下落したとはいえ、相当の価値を維持したことはまちがいない。ここで問題の中心は妻の果たした役割りである。彼女は婚姻前は教師の職にあり、婚姻後もこれを継続するつもりのところ、夫の要望を容れ、タバコ農園の仕事に従事することになった。彼女は資金の面で夫に協力することはなかったが、タバコ栽培のために実質的な寄与を継続してきた。彼女の協力・寄与がなければ、農園の価値を高めることはできなかったにちがいない。反面からい

えば、夫は妻の協力・寄与によつて多大の利得を得ており、妻の側からみれば大いなる損失に当るし、夫がかか
る利得をする法律上の正当な理由は何も存在しないことからみれば、まさに夫の不当利得にほかならず、妻はそ
の返還を請求できるのは当然であろう。法定信託を認めるための条件は充分に具わっている。

(1) R. F. L. 3d. vol. 11. p. 32.

④ *Wilson v. Wilson* (一九八八) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五一年にイングランドで婚姻し、翌五二年に住居を購入した(第一の住居)。住
居は妻および彼女の母が頭金を支払ったが、夫の名義とした。この住居は彼等が一九五七年にカナダに移住する
ときに売却した。妻は婚姻中、家庭外で仕事をせず、夫は彼の収入をすべて家族のために提供した。一九五七年
に夫婦はモントリオールに、夫の頭金、以前の住居の売却代金および妻が母より受領した金銭を利用し、夫の名
義で住居を購入した(第二の住居)。一九六一年に夫婦はトロントに移り、別の住居を購入し、妻の名義とした(第
三の住居)。モントリオールの住居は一九六六年に売却し、妻が売却代金を受領した。それ以降、一九七一年まで
の間に、妻は母の遺産より二六・五〇〇ドルを受領した。妻はその金を住居の残代金および夫が住居を修理する
資材の購入に使用した。一九七一年に夫婦は共同の名義で小住宅を購入した(第四の住居)。妻は土地の代金を支
払い、夫および息子が小住宅を建設した。夫は法廷信託にもとづいて住居の権利を主張し、家族法典のもとで財
産の均等な分割を請求した。

裁判所はこれに対し、夫の主張を認め、次のように判断している。すなわち、法定信託という衡平な救済方法
は、家族法典のもとでの均分手続を開始する以前に、所有権を決定するのに使用されることができる。夫の仕事

は財産の改良・維持および保存に寄与しており、寄与と財産の間に因果の関係が存在した。このような事情のもとで、夫は財産上の利益について五十パーセントの権利が認められ、九・二五九ドルの支払いをうけるべきであるという。

ここでは夫婦が四回にわたって彼等の住居を購入している。順を追ってみよう。第一の住居（イングランド）は妻および彼女の母が現金を支払い夫の名義とし、彼は残代金の支払いを続けたのであろう。第二の住居（モントリオール）は第一の住居の売却金に加えて、妻の母の贈与した金銭によって購入し、夫の名義とされたが、夫の寄与した分が実際に含まれている。第三の住居（トロント）は第二の住居の売却金、妻の母の遺産（二六・五〇〇ドル）により、妻の名義とされたが、ここでも夫の寄与した分が実質的に含まれている。さらに第四の住居では、土地代金を全部妻が支払い、夫および息子が住居を建設し、ここではじめて夫婦共同名義とされている。つまり、夫婦が行った四回に及ぶ住居の取得について、夫はつねに実質的な寄与をしていた。金銭的な寄与の割合は明確でないが、彼の寄与がなければ住居の購入は不可能であったにちがいない。夫はいわば最終的な論点として住居に関する権利を主張しており、しかも法定信託を根拠にする。この問題について夫婦間になんらかの明確な共通の意思が存在すれば、復帰信託として問題を解決することができるが、ここではそのような共通の意思は見当らない。夫は自分の寄与によって損失を蒙り、妻はその反面で利得をしており、両者の間には因果の関係が認められる。そうだとすれば、夫婦の共同名義とされている住居の権利について、法定信託の法理にもとづいて解決するのが最善の道となろう。裁判所は夫に半分の権利を認めているが、最終的な清算として妥当なものであるかどうか、判断するには金額的な資料が乏しい。

(一) R. F. L. 3d. vol. 14. p. 98.

⑤ *Kutt v. Sam* (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者は一九七八年より一九八七年まで、三年十カ月の間、同居したが婚姻しなかった。十一才と十才の二人の子がいる。四十才の女は看護婦であり、五十二才の男は医師である。女は看護婦として同居前はフル・タイムに雇われ、同居後はパートで働いた。彼女は家事および育児の仕事を引き受け、三〇・〇〇ドルの収入がある。男には医師として一七五・〇〇〇ドルから二〇〇・〇〇〇ドルの収入がある。男は一カ月に子の扶養料として一・五〇〇ドルを支払っている。女は信託の法理にもとづいて住居の権利を請求した。

裁判所はこれに対し、女は住居について二十五パーセントの権利があるとし、次のように判断している。すなわち、住居の所有権を分割すべき共通の意思に関する根拠が充分でなかったけれども、女は法定信託にもとづいて住居の権利を有していた。彼女の家事および子の世話は、男にとって評価すべき利益であった。当事者の関係およびその期間についての当事者の言明を考えれば、女が財産について権利を得ることを期待するのも、不合理なことではない。したがって、財産は法定信託に従うものと定めるのが合理的である。当事者各自の寄与を基礎として、女は財産の二十五パーセントを受け取るべきであるという。

ここでは当事者である男女は一九七八年に男が購入した住居で生活している。各自は医師および看護婦としての収入を得ており、女は家事および育児の仕事を引き受けるが、それに専念しているわけではない。このような具体的な事情にもとづいて、女は別居に当って住居について権利を主張しているが、もし女が看護婦ではなく、家事・育児に従事していたとすれば、住居について充分の利益を主張してもおかしくないが、ここでは四分の一しか認められていない。もし両者間で折半するということ共通の意思でも明らかになれば、復帰信託として認められる余地も生じるが、ここではそのような意思はみとめられない。結局、女の側に法定信託にもとづいて二十五パ

ーセントの権利を認める裁判所の判断は当を得たものといえよう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 26. p. 268.

⑥ Amsterdam v. Amsterdam (一九九一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九八〇年に婚姻し、一九八九年に夫が婚姻住居を去ったときに別居した。一才と一才の子がいる。彼等が最初に会ったとき、妻は秘書であり、夫は法学生であった。その後、弁護士となった夫は彼自身の事務所を開設し、妻は事務員として働いた。夫婦は共同の銀行口座を設け、彼等の収入を共同預金し、共同のクレジット・カードを使用した。購入した住居は妻の名義で登録した。夫婦が別居したとき、夫は当初、妻が共同住居に残り、共同口座およびクレジット・カードを使用することに満足していた。しかし、経済状態が悪化し、住居の価値が低下したため、夫の仕事も不況となり、夫婦の債務も増加した。妻は会社の受付係に転職し、現在の年収は二七・〇〇〇ドルであり、夫は一〇〇・〇〇〇ドルである。夫婦は妻の名義となっている住居を売却することに合意したが、子のためにそれを延期している。離婚手続において、妻は扶養料および財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、法定信託の存在を認め、次のように判断している。すなわち、夫婦は互いに彼等の利益のために、共通のゴールも達成すべく働いた。住居の価値が低下した分について彼等が均等に分担するのでなければ、不公平で不衡平な結果が招来されよう。したがって、夫は法定信託にもとづいて、妻の名義となっている住居の半分の権利を受け取るべきである。共同の債務がいかに高額であるとしても、夫婦の共同の責任であり、住居の売却金より支払わなければならないという。

これまでにみたくつかの事例では、銀行口座が問題になるときでも、すべて夫または妻の単独名義の口座であった。だが、ここでははじめて、夫婦共同名義の銀行口座が利用されている。理解を得る便宜上、次のような説明を借用しておこう。それによれば、共同の口座は、銀行の預金口座が二人またはそれ以上の人の名義によって開設されるときに出現する。このような行為の法律上の効果は、通常、以下のように理解されている。すなわち、銀行および口座保有者はそれぞれ債務者および債権者の地位を占め、口座を保有する各自は、口座の名義について法律上の権利をもっている。口座保有者が合有者 (Joint tenant) であるならば、大多数の場合に当座預金および普通預金であるが、各保有者はいつでも預金全額について法律上の権利をもっており、各自は生存者権 (Survivorship) がある。つまり、各自が全体を所有するけれども、それについて誰れも相続権をもっておらず、彼の死亡によって彼の権利は消滅してしまい、生存者に権利が残ると説明されている。⁽²⁾

さて、ここでは夫婦共同名義の銀行口座を利用して住居を購入している。共同口座の場合、預金者各自はいつでも預金全額について法律上の権利をもっているから、預金の払い戻しも夫婦共同または各自単独のいずれも可能である。問題はそれのあとということになる。払い戻しをうけた金銭を利用して住居を購入するとき、夫婦の共同名義とすることも、いずれか一方の名義とすることもできよう。夫婦共同の名義とすれば、あとに問題は残さないが、一方のみの名義とするとき、住居の名義人とならなかつた他方の立場をどのように考えるか。他方が一方に購入資金を贈与したのであれば、事態は明白である。しかし、本件のように何の説明も伴うことなく、妻の名義とされるとき、信託の法律にたよらなければならぬ。住居の単独名義人となつた妻が夫のために信託として保有すべきことを暗示していたならば、復帰信託が認められようがそうでなければ、法定信託となる。夫は住居の購入に必要な資金を支出しながら、妻の単独名義にしたことにより、妻は不当に利益を得ており、それは反

面で夫の損失となり、利益と損失との間に因果関係が存在する。不当利益の返還のため、裁判所が夫の利益に法定信託を認めるのは妥当な判断としなければならない。

(一) R. F. L. 3d. Vol. 31. p. 153.

(二) D. W. M. Waters. *The Doctrine of Resulting trusts in Common Law Canada*. McGill L. J. vol. 16. no. 2. p. 189. (1990)

⑨ Treanor v. Smith (一九九二) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者は一九八三年より一九九〇年まで、未婚のまま同居していた。一九八四年に農園を購入したが、購入価格一七〇・〇〇〇ドルのうち八・〇〇〇ドルについて、女がすべての流動資産で寄与した。農園は男の名義で登録された。双方は抵当債務、公共費用および改良費用の支払いを分担した。男はまた女のすすめにより、セカンド・ハウスを取得したが、女はこれに経済的寄与はしなかった。別居後、女は信託の法理にもとづいて、両財産について権利を主張し、また対策として、不当利得を理由とする賠償を求めた。

裁判所はこれに対し、女は農園については法定信託にもとづいて権利があるが、住居については認められないとし、次のように判断している。すなわち、女は農園資産の購入価格については寄与したけれども、復帰信託の推定は、分割について共通の意思は何も存在しないことにより、拒否される。しかしながら、裁判所はその財産に関して法定信託を課すことができる。女の努力はその価値の増加に寄与しており、法定信託は財産の価値がインフレと関係なしに増加した分の半分と認められる。女は頭金に寄与した割合に応じて、彼女の当初の寄与である八・〇〇〇ドルに加え、賠償をうけるべきであるという。

ここでは一七〇・〇〇〇ドルの農園を購入するに当り、女が八・〇〇〇ドルを負担し、購入価格の約二十分の一に当る。登録については双方の共同所有とし、女の持分を二十分の一としたならば問題は生じなかつたはずである。だが、現実には男の単独名義とされている。一応は男の単独名義とするけれども、双方の共通の意思として、いずれは分割する予定であり、女に二十分の一の権利があるという事実を承認しているのであれば、復帰信託を主張することができよう。しかし、このような共通の意思は認められない。そうだとすれば、妻の利益を保護するために法定信託を考へる必要が生じてくる。農園を男の単独名義とすることにより女の蒙る損害、男の側にはそれに相当する利益—不当利得—が生じており、両者は正に因果の關係にある。女は自分の蒙つた損害—頭金の八・〇〇〇ドルは当然のこととして、その後の農園の価値の上昇についても、不当利得を理由として賠償を請求することができる。裁判所は農園の価値の増加した分の半分と認めるのも妥当な判断といえよう。なお、セカンド・ハウスの購入について女は全く寄与していないから、信託は問題とならず、裁判所もこれに触れていない。

(一) R. F. L. 3d. vol. 44. p. 165.

⑧ Peter v. Behlow (一九七三) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者双方は十二年間未婚のまま同居していた。その間に女は自分の費用で家事・育児の仕事を引き受けた。一九七一年に彼等が同居する二年前、男は住居を自分の名義で購入しており、彼等が同居後に家族はそこで生活した。女はガーデニングおよび家屋の保守に従事した。その間、男は住居に関する抵当債務を完済し、他の資産を取得することも可能にした。女はパートで得た金銭で購入した少しばかりの財産をもつ

にすぎない。原審は男が不当に利得したと認定し、法定信託にもとづいて住居の所有権を女に与えた。男はこれに対して控訴し、控訴審は男の不当利得を認めなかったので、女がカナダ最高裁に上告した。

裁判所はこれに対し、女の上告を容認し、次のように判断している。すなわち、女は彼女が男に与えた便益と問題になつてゐる住居との間に因果関係があること、および彼女の蒙つた損害が適切に賠償されていないことを立証することができた。したがつて、原審が法定信託を理由としたのは正当であり、控訴審はこれに干渉すべきではなかつたという。

ここでは男が自分の費用および名義ですでに購入していた住居で同居生活が始まつた。それ以降、家事・育児の費用はすべて女が負担し、男は住居に関する残債務を完済した。このような事情のもとで女が法定信託を理由に住居に関する権利を請求するのを認めることができるかどうかが問題となつた。家事・育児に関する費用は、本来、当事者双方が協力して負担すべきものであろう。男は支払いを免れた分を住居の残債務の支払いに当てたとみてよい。女は本来男が支出すべき分まで負担することにより損失を蒙っており、他方で男は不当な利益を得る結果となる。しかも、損害と利益の間に因果関係が認められる。男が支払うことができた住居に関する残債務について、女の寄与が充分に認められよう。法定信託としての程度の寄与を認めるかは別の問題となるが、合理的な範囲で妻に住居に関する権利を与えるのが妥当と考えられる。ここで女に対する救済を否定することは、家事サービス等に価値はないとする見解を追認する結果となり、当を得たものではなからう。

(一) F. F. L. 3d. vol. 44. p. 329.

⑥ Bigelow v. Bigelow (一九九五) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九八〇年より約四年半の同居後、一九八四年に婚姻したが、一九八八年に別居した。夫は一九七二年より軍隊に入っており、一九八七年に少佐になった。同居中、妻は妻としての通常の義務を果たし、また子の母として行動したが、家庭外で働くことはなかった。家族は夫の勤務の関係でしばしば移転した。夫の年金は婚姻前の同居中に二一・五二五ドルに増加し、彼の退職金は一・七四六ドル増加した。妻は婚姻前の同居中にした夫への貢献に対する賠償または年金および退職金の増加を含めて、夫の婚姻前の財産の価値の二分の一を請求した。夫の最大の資産は年金および退職金である。原審は妻が不当利得を立証しなかったとし、婚姻前の財産に対する彼女の請求を棄却したので、彼女が控訴した。

裁判所はこれに対し、妻の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、不当利得を救済するために、年金および退職金に関して法定信託を課すことができる。夫の職業上の年金は、婚姻前の同居期間以降の夫婦の共同の貯蓄と考えられるべきである。したがって、妻は夫の年金、退職金および婚姻時に所有したそれ以前の財産の五十パーセントを受け取るべきであるという。

ここでは夫の年金および退職金が法定信託の対象になるかどうかが問題となっている。オントリオ州では、一九七八年に「家族法改正法」(The Family Law Reform Act) が制定され、同年三月三十一日より施行された。その第四条一項ないし四項によれば、婚姻無効判決が言渡されるとき、または夫婦が別居して同居を回復する合理的な期待が存在しないとき、裁判所は家族財産を、ときに応じて、平等または不平等に分配する権利を与えらるゝと定めた。⁽²⁾だが、年金が家族財産の定義には含まれていなかった。その後、一九八六年に「家族法典」(The Family Law Act) が制定され、同年三月一日より施行された。年金との関係では財産の分割に関し、第四条一項において、「財産は不動産または動産の確定または不確定な、現在または将来のすべてのものを意味し……」としさらに

「既得の年金プラン」のもとでの夫婦の一方の権利については、他の人々によってなされた寄与を含むプランのなかでの夫婦の利益」を含むものとして⁽³⁾いる。このような事情のもとで、*Porer v. Patter* (一九八六) 事件⁽⁴⁾において、夫の年金について次のように判断していた。すなわち、年金についての妻の利益を評価する適切な方法は、妻が寄与した夫婦としての同居期間の月収の半分について、年金受給権が与えられるべきである。この方式は、年金が支払可能となったときのみ、適用することができるであろうから、これについても、夫は妻の分け前の信託受託者であったという。

これを当面の事件についてみれば、婚姻の前後を通じて約八年間の同居期間中、妻は家事・育児(夫の子)に専念し、家庭の外で働くことはなかった。その間、夫は軍人としての仕事を果たすことができ、年金および退職金を受給する権利を得たわけである。ここには妻による寄与が大きく働いており、彼女は個有財産を取得する機会を失うことによる損失を蒙っている反面で、夫は充分な利得を得ており、両者の間には不当利得をめぐる因果の関係が認められる。夫は自分が取得すべき年金および退職金について、妻のために法定信託にもとづく信託受託者の立場におかれることになる⁽¹⁾と考えられる。

(1) R. F. L. 4th. vol. 15. p. 12.

(2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 107.

(3) R. S. O. op. cit. pp. 5-6.

(4) R. F. L. 3d. vol. 1. p. 127.

三 法定信託を認めないもの

法定信託という概念が不当利得の存在を前提とするものである以上、具体的な事情のもとで不当利得の存在が認定されない場合、当事者の一方による法定信託の主張は認められない結果となる。

① Heppner (Deloyme) v. Heppner (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五二年以来、約三十年にわたって未婚のまま同居していたが、その間、妻は家庭外で働くことなく、家事・育児の仕事に当たっていた。夫婦のこれまでの住居はすべて共同所有であり、彼等は共同の銀行口座をもっている。妻は夫の経営する下宿屋の仕事を手助けし、金銭的にも夫の仕事に寄与していたと主張し、一九七八年の家族法改正のもとでの手続きで、法定信託を理由に清算を請求した。原審は妻の寄与から法定信託は発生しなかったと認めたので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、原審は信託関係が創設されなかったと認定した点で正しい。妻が家事債務を遂行したことは法定信託を引き起こすことはなかった。夫は妻の協力によって不当利得をしたことはない。したがって、財産上の請求について控訴は棄却されるという。

ここでは夫婦各自が当初よりそれぞれ相当の財産を所有しており、同居を開始して以降に三回にわたって移転した住居はすべて共同の所有名義にしている。さらに銀行口座も共同名義で設けており、経済的に考えれば裕福で対等の立場にあったとみてよいのではなからうか。そのために妻は家庭外で働く必要はなく、家事・育児に専念することができた。夫の経営する下宿屋についても、妻は対等の立場でそれに出資し、共同経営の実体をなし

ていたと考えられる。もともと、法定信託の成立が認められるためには、一方の損害によって他方が利得し、その間に因果の關係が存在するにもかかわらず、利得をそのまま見逃すのが正義・衡平に反する事情がなければならぬ。当面の場合、このような事情を認定することはできない。法定信託の主張が認められないのも当然であろう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 1. p. 77.

② *Linton v. Linton* (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、三十年間継続した婚姻中、妻は主として伝統的な主婦の役割を果してきた。五十三才になる夫は動物生理学で博士号を取得し、最終的には会社の社長となった。審理のときには年収一四〇・〇〇〇ドルであった。別居に伴い、妻は自立のための合理的な手段をとることを考えたが、彼女の収入では合理的な生活を維持できなかった。夫婦は合意により、もし夫の経歴・学位が財産として扱われなければ、妻は財産の均等な分割方法として、五六・五九一ドルの権利があると定めている。離婚手続きにおいて、妻は家族法典のもとで法定信託を理由に財産の均等な分割を請求した。

裁判所はこれに対し、夫は妻に六・五九一ドルおよび一カ月に二・五〇〇ドルの扶養料を支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、家族法典のもとにおいて、夫婦財産を均等化するために、経歴・学位または営業権は、「財産」ではない。経歴・学位または営業権は法定信託によって付与されるものではない。法定信託は承認された意味での財産に対してのみ行使されることができ、将来の収入に対して行使できない。したがって、妻は夫の経歴または学位を財産として扱うことはできず、合意にもとづき、彼女は六・五九一ドルについて権利

があるにすぎないという。

ここでは学位・免許・資格などが夫婦の財産に含まれるかどうか。問題になっている。最近にいたるまで、カナダにおいて、学位や専門の資格・免許などは財産として扱われず単に扶養料支払いの手続で利用できる財源の一つとして考えられているにすぎない。妻はこれに対し、離婚による財産分割にこれらを含めるべきことを強く主張し続けてきた。諸州の裁判所はこのような事情のもとで、夫がそれ取得するについて妻が援助してきたとき、分割されるべき夫婦財産の一つとして扱うのか、または一般的にみて夫婦が生活費を得るための手続きのなかの一つの要因としてのみ認めるか、どこでもなやんでいた。⁽²⁾これをオンタリオ州についてみれば、Charles v. Charles (一九八七) 事件⁽³⁾では、「財産ではあるが、交換価値がないから分割の対象にならない」としたり、Menage v. Hadge (一九八七) 事件⁽⁴⁾では、「それらは多かれ少なかれ、権威のある機構による公式の承認単に証明書の性質をもつにすぎない」としたり、Caratum v. Caratum (一九八七) 事件⁽⁵⁾のように、「歯科医師の免許は財産ではない」と認めものもみられる。このような事情のもとで、本件において裁判所は学位が財産ではないことを明言している。もともと、妻の主張する法定信託は夫の側にその対象となる財産が存在していることが前提となる。妻が前提としている学位が財産ではないとすれば、それに関する法定信託の主張も全く無意味である。法定信託の存在が認められない結果、夫婦間で行われた合意が現実の問題を解決することになったといえよう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 11. p. 444.

(2) 村井「夫婦財産法の一断面—学位・免許・資格などは夫婦財産か」神戸学院法学第一〇巻二号一一九頁。

(3) R. F. L. 3d. vol. 5. p. 256.

(4) R. F. L. 3d. vol. 8. p. 225.

(5) R. F. L. 3d. vol. 9. p. 337.

四 復帰信託を認めるもの

取引の性質からみて、信託を発生させるのが当事者の意思であったことが明らかになるとき、法律の推定によって発生させられるのが復帰信託にはかならない。⁽¹⁾ 復帰信託は一般的に、ある財産がある人(利益をうける所有者)によって取得され、次いで約因(consideration)なしで、他の人(法律上の所有者)の名義とされるときに生じる。ここに復帰というのは、目的物が最終的にはもとの所有者の手許に戻ることを指している。しかもここで問題となる復帰信託の基礎は、それに関する夫婦による「共通の意思」が認定されるところにある。夫婦各自の財産をめぐる復帰信託の法理は、法定信託の場合と同様に、カナダの最高裁のいくつかの事件において重要な考慮の対象となっていた。Murdoch v. Murdoch (一九七五)⁽²⁾ 事件において、マートランド判事は、イギリスの Gissing v. Gissing (一九七一)⁽³⁾ 事件で多数意見としてデイブロック卿が示した「共通の意思」という概念を採用しており、Rathwell v. Rathwell (一九七五)⁽⁴⁾ 事件ではデイクソン判事が、復帰信託における意思は事件の具体的な事情から法律問題、とくにある財産が妻に属する金銭によって買い入れられ、彼女の夫に譲渡される場合に、夫の側に反対の意思があったことを証明しないとき、妻の有利に復帰信託が存在することを認めていた。また、Retikus v. Petikus (一九八〇)⁽⁵⁾ 事件において、デイクソン判事も復帰信託の基礎をなす共通の意思という概念を論じていた。

ところが、オンタリオ州においては、家族法典が第十四条において、「推定」と題し、「復帰信託に適用される法則は、夫婦間の財産権の問題に、彼等が婚姻していなかったかのように、適用されるものとする。ただし、(a)

財産が合有者としての夫婦の名義で保有されている事實は、夫婦が財産を合有者として所有する意思であることの一応の証拠であり、また(b)夫婦双方の名義で預金されている金銭が(a)号の目的のため、合有者としての夫婦の名義でなされているとみなされる場合は、この限りではない。⁽⁶⁾とする規定を設けながら、法定信託については全く触れていない。このような事情を背景において、復帰信託をめぐるその後のオンタリオ州の事例を眺めることにしよう。

- (1) A. Jojis, *Canadian Law Dictionary*, p. 245. (1985)
- (2) R. F. L. vol. 13, p. 185.
- (3) All E. R. vol. 2, p. 780.
- (4) R. F. L. 2d. vol. 2, p. 1.
- (5) R. F. L. 2d. Vol. 19, p. 165.
- (6) 村井「家族宝典一九八六年 カナダ・オンタリオ州」神戸学院法学第二八卷三号九三頁。

Beaney v. Beaney (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者は一九六四年に婚姻の挙式したが、一九八八年に別居した。男が自分はずでに離婚していると言明したので、女は婚姻が有効であると信じていた。だが、男の言明は不実であり、彼は最終的に真実を告げた。しかし、彼女は二人の子があるため、関係を続けることにした。女の父は彼等が住居を購入するための頭金の支払いに寄与した。債務の支払いは、彼等の共同の銀行口座より行いながら、男の債務者の手が及ばないように、住居は女の単独名義とした。男は住居の共同所有者であると宣言し、復帰信託を理由にその分割を請求した。

裁判所はこれに対し、住居の権利を同等に分割し、次のように判断している。すなわち男の財産について家族法典第一章「家族財産」(Family property)に関する規定は適用されず、コモン・ローによって支配される。コモン・ローによれば、一人が単独者名義で財産を取得するに他人が共同で寄与するとき、復帰信託の推定が生じる。事実によれば、当事者双方は住居を取得するに共同で寄与し、財産を均等に所有する意思があつたから、男の有利に復帰信託の推定がはたらくという。

ここでは住居について、女の父が購入に必要な頭金を寄与し、残債務は彼等双方の共同銀行口座より支払いながら、住居の名義は女の単独のものとする。女が財産を単独名義で取得するに双方が共同で寄与しており、そこには女が男のために住居の半分の権利を信託的に保有するという共通の意見が存在すると考えられ、復帰信託の推定が生じよう。一般に復帰信託の生じる事情は二つに分けられている。一つは、ある財産を一方が購入し、他方の名義または双方の名義にすると、他方は一方の利益のための信託受託者となる。同様に一方が自発的に財産を他方または双方の名義に移転するとき、他方は一方の利益のための信託受託者となるといわれる。ここで(2)は前者の類型に該当するわけであつて、復帰信託を認定する裁判所の判断は当を得たものといえよう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 28. p. 32.

(2) D. W. M. Waters. The Doctrine of Resulting trusts in Common Law Canada. McGill. L. J. vol. 16. no. 2. p. 191. 1970.

五 復帰信託を認めないもの

復帰信託という概念が当事者間の信託を設定するという共通の意思を根拠とするものである以上、具体的な事

情のもとでこのような共通の意思の存在が認定されない場合、当事者の一方による復帰信託の主張は認められない結果となる。

① *Leguelence v. Leguelence* (一九九一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九八二年十二月に同居を開始して婚姻し、一九八七年九月に別居した。双方とも仕事に従事していた。一九八三年、彼等は妻の身体傷害による賠償金より一・〇〇〇ドルを使用し、残額は夫の母の提供する彼女の退職金五〇・〇〇〇ドルにより住居を購入し、母の名義とした。他の証書によれば、母は財産が将来、夫婦に帰属すべきことを暗示していたとされる。妻は復帰信託のもとで住居の権利を請求した。

裁判所はこれに対し、住居について信託を認定するには証拠が不充分であるとし、次のように判断している。すなわち、住居は代金の支払いをした母の名義になっており、母がその費用を夫婦に贈与するつもりであったと認定できない限り、復帰信託は存在し得ない。妻にはかかる贈与を立証する責任がある。夫婦は母によって財産をさうけるべく期待したが、期待は保証ではなく、復帰信託を立証する共通の意思を示す証拠としては充分でなかったという。

ここで問題の焦点は母の意思がどこにあったかということになる。母が自分の退職金を息子夫婦に贈与する意思が当初より明確であれば、夫婦は購入した住居を彼等の共有名義にするはずである。しかし、当面の場合、夫婦は夫の母に費用を支出してもらいながら、母の名義にしている。外形的にみる限り、母が自分の費用で自分の住居を購入したことになる。妻が住居について復帰信託を主張するためには、夫の母が費用を支出し、母の名義になっているけれども、母と夫婦の間には、母が信託受託者として夫婦の利益のために住居を保有するという双方の間の共通の意思が存在することが立証される必要がある。これが立証できない限り、復帰信託に関する妻の

主張は認められない結果となる。

(一) R. F. L. 3d. vol. 32. p. 416.

② Spence v. Michel (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、男女の間で、彼等が取得する住居は女の名義で登録することに合意していた。彼等は一九八四年に住居を六〇・〇〇〇ドルで購入し、女の単独名義とし、男は抵当債務の支払いを保証した。一九八八年九月まで、債務は彼等の共同の銀行口座より支払ったが、その後は男が彼自身で支払い、同年十二月に別居したのちもさらに六カ月間支払いを続け、その後は債務を完済するまで女が支払った。男は復帰信託にもとづいて彼が財産の半分について権利をもつ旨の宣言を求めた。これに対し、女は男が財産を彼女に贈与したと反論した。

裁判所はこれに対し、男の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、ある人が自分の名義で財産を取得して登録するのに他人が金銭的に寄与したとき、復帰信託の推定が存在する。ところで、当面の場合、住居は女の所有名義になっているが、男もこれについて権利をもつという双方に共通の意思は存在しなかった。したがって、女は復帰信託の推定を拒否することができる。男による金銭的な寄与は女への贈与であり、男の請求は棄却されるという。

ここでは女の単独名義として購入した住居について、男は一九八八年八月以降、翌年六月頃まで、毎期の債務の支払いを単独で行った。それ以前は夫婦の共同銀行口座によっていたし、一九八八年六月以降は女が単独で支払いを続け完済している。代金債務の支払状況からみると、最初の約四年間は共同の銀行口座によっていたが、その後は男女が交代で支払いを続けたのが実情であった。住居は女の単独名義である。このような場合に、もし

兩者の間で、女は男が住居の代金支払いに寄与した割合に応じて、住居を信託受託者として男のために保有するという内容で、双方に共通の意思が存在したと認められるならば、復婦信託として男の請求が認められることになろう。だが、現実にはこのような意思の存在することは認められなかった。

(1) R. F. L. 4th. vol. 1. p. 28.

六 信託でなく贈与と認めるもの

これまでは夫婦の財産をめぐって信託の存否が争われた事例について、法定信託を認めるもの、それを認めないもの、さらに復婦信託を認めるもの、それを認めないものに分けて検討してみた。ここでは最後に、裁判所が復婦信託の請求に対して贈与と認定した一例もあげてみよう。

Berdette v. Berdette (一九九一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七六年に婚姻し、一九八四年に別居した。妻は将来、彼女の母を実質的に相続する日まで、相続基金 (Inheritance Fund) から収入を得ていた。夫はホテル業で種々の仕事をしてきたが、仕事を一方的に止めて学校に戻ったため、妻は彼の費用を支払い、家族を扶養した。その後、妻は住居を夫婦共有の名義で購入し、費用は妻が現実に相続した財産で設けた共同の銀行口座より支出した。家族法典のもとで、妻は復婦信託を理由に不均等な財産分割を請求した。原審は復婦信託を認めず、妻が住居を夫に贈与しており、夫の生活態度が期待はずれであったことを理由に贈与をくつがえすことはできないと認定したので、妻が控訴した。なお、別居後の夫の年収は八〇・〇〇〇ドルを越えていた。

裁判所はこれに対し、妻の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、証拠によれば、妻が住居を共同の名義で購入したとき、夫に持分を贈与する意思であった。期待に反して夫が婚姻に公正に寄与しなかったことは、贈与を無効にしない。夫は夫婦の關係では支配的なパートナーであったが、妻を支配してはいない。贈与を復帰信託の根拠として認めることはできないという。

ここでは妻が母の財産を相続したのち、住居を購入するために彼女の財産で夫婦共同名義の銀行口座を設け、その口座より費用を支出し、住居を夫婦共同の名義とした。この行為を法律的にどのように理解するか、住居を購入するための費用はすべて妻の財産であったことから、その財産で、妻は夫に彼の持分を贈与したと考えるのが理に合つていよう。しかも贈与を無効にするような事情は全く認められていない。また、妻は復帰信託を主張するが、それが認められるためには、次のような事情を明らかにしなければならない。すなわち、住居は夫婦共同の所有名義になっているが、夫の持分については夫が妻のために信託受託者として保有しているにすぎず、このことについては夫婦に共通の意思が存在していることが必要である。果たして当面の場合に夫婦双方にこのような共通の意思が存在するかどうか。肯定的な事情が見当たらない限り、妻の主張が認められないのも当然のことといわなければならない。

(一) R. F. L. 3d. vol. 33. p. 113.

六 お わ り に

夫婦の財産に信託の法理がどのようにかかわり合ってくるのか、本稿ではとくに夫婦が離婚するに当って、夫婦財産を分割するのにこの法理が適用される事例をとり上げてみた。しかも、その対象をカナダのコモン・ロー

諸州の一つであるオンタリオ州に絞ることにした。夫婦の一方が信託の法理にもとづいてある財産上の権利を主張するのに対し、他方がこれを否認するという図式が展開されるわけであるが、法定信託と復帰信託を並べてみると、多くの事例が法定信託の存否をめぐる争っている。参照した事例をみても、法定信託をめぐるものが多数を占めているのが実情のようである。すでにみたように、法定信託の法理はいわゆる不当利得に基礎をおいている。原告の立場からは、これまで被告のために財産的に寄与してきたにもかかわらず、その成果が認められないので、これを被告による不当利得として理由づけ、その返還を請求するという方法が最も素直なものであるにちがいない。これに比較し、原告が復帰信託にたよるとすれば、ある財産上の権利が被告の名義になっているが、現実には被告が原告の利益のために信託受託者として保有しているにすぎないという、両者間の信託をめぐる共通の意思が存在する事実を立証しなければならぬ。人の内心の意思という莫然としたものを立証するのはむづかしい。前稿の一九八〇年代後半の事例に続き、本稿では一九九〇年代前半の事例が対象になったけれども、復帰信託に比べ、法定信託をめぐる事例が多数を占める結果となっていることに変わりはないのも容易に納得できよう。

カナダにおいて、夫婦の財産をめぐる信託の法理が時として有効な働きをする実情を知ることができた。これと連動して頭に浮ぶのは、信託という法理が高齢化社会へと進むわが国において、法定後見の制度と同様に、高齢者の生存中にはその財産の管理・運営の手段として働くのほもとより、遺言と関連し、遺言者の意思を実現する手段としてその役割を果たすことが考えられる。とはいえ、法定後見・任意後見制度がやっと動き出したばかりにすぎないし、一般の人々の日常生活にとっては、信託はほとんど関係がない。せいぜい、銀行が業務として行う遺言信託を裕福な人達が利用するにすぎない。このような事情のもとでは、夫婦の財産をめぐる信託の法

理をもち出すのは尚早というべきかも知れない。